



国民健康保険税の納税通知書を7月上旬に送付します

●納税義務者は世帯主

世帯主が国保に加入していなくても、同一世帯に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

●国保税の計算方法

国保税は、「医療分」「後期高齢者支援分」「介護分」ごとに計算した「所得割額」「資産割額」「均等割額」「平等割額」を合算して、世帯ごとに算出します。なお、国保加入者が後期高齢者医療制度に移行し、世帯内の国保加入者が1人になった場合、軽減措置があります。

通知書に記載された額は減額後の税額です。

平成29年度の国保税率と課税限度額

	計算方法	医療分 (加入者全員)	後期高齢者支援分 (加入者全員)	介護分 (40歳～64歳)
所得割	(前年の総所得金額－基礎控除33万円)×税率	7.0%	1.5%	1.5%
資産割	土地および家屋にかかる固定資産税額×税率	21.0%	5.0%	4.0%
均等割	加入者の人数×税額	1人につき26,000円	1人につき6,000円	1人につき6,000円
平等割	1世帯あたりの税額	26,000円	6,000円	6,000円
課税限度額		540,000円	190,000円	160,000円

●所得に応じた軽減制度

世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減制度があります。また、65歳未満の非自発的失業者（会社の倒産や解雇、雇用期間満了）に対する軽減制度もあります。

介護保険料の納入通知書を7月上旬に送付します

今年度、65歳になる人は、誕生日以降に送付します。

介護保険料は、介護サービスにかかる費用を予測して基準額を決め、それをもとに、対象者の市民税の課税状況や所得、対象者の世帯の市民税の課税状況などに応じて、9段階に分かれています。

この基準額は3年ごとに見直しがされており、平成27～29年度の基準額は年額64,800円です。

後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に送付します

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の平成28年中の所得に応じて決まる「所得割額」を合算して算出します。

計算方法	年間保険料(限度額57万円)
均等割額 47,300円	+
所得割額 基礎控除後の総所得金額等 ×所得割率9.26%	

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納め方

年金から天引きされる人(特別徴収)

年金が年額18万円以上の人で、国民健康保険税と介護保険料の合算額や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えない人

●年6回の年金支給月に天引き

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定していないため、暫定額を天引きします			確定した額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて天引きします		

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、特別徴収を中止して口座振替に変更することができます。変更する場合は、市役所で手続きをしてください。ただし、滞納が無いなど一定の要件を満たしていない人は、変更できません。

納付書または口座振替の人(普通徴収)

特別徴収の対象とならない人、市内に転入してきた人、保険料が変更になった人、年度の途中で制度の対象年齢になった人（介護：65歳／後期高齢者：75歳）

【納め方】 ① 納付書で市役所・支所・指定金融機関の窓口で納付 ※国民健康保険税のみコンビニ納付が可能です。
② 口座振替で納付（届け出が必要）

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	7月31日(月)	8月31日(木)	10月2日(月)	10月31日(火)
期別	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	11月30日(木)	12月25日(月)	1月31日(水)	2月28日(水)

※口座振替手続きは、「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」のそれぞれで必要です。

※全期前納を希望する人は、全ての納付書(8枚綴り)で納めてください（全期前納用納付書は添付されていません）。

※10月支給分の年金から保険税・保険料の天引きが開始される人は、7～9月は納付書または口座振替で納めてください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の掛け金は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象です。